

知識の継承を行えます。
以上を指摘し、議案に反対
します。

民間活力による市民サービス
向上と、安定した運営継続を
要望し賛成（新政の会）

このたびの条例改正は、武
里図書館に指定管理者制度の
導入を見据えた対応ですが、
現在よりも開館時間を2時間
延長し、併せて閉館日を年末
年始の6日間のみとするもの
で、開館時間及び開館日を大
幅に拡大する内容になってお
り、市民サービスの向上に寄
与するもので、大いに評価し
ます。

また、指定管理者制度導入
後は、民間事業者の能力を十
分に生かしながら、中央図書
館がしっかりと指導・監督を
行い、安定した良好な市民サ
ービスが継続できるよう強く
要望します。

なお、中央図書館の管理運
営体制については、市民サー
ビス向上の観点から、その役
割について十分に検証すると
ともに、図書館がこれまで
にも増して市民に愛され、本
市の教育・文化の振興に寄与
することを期待して、この議
案に賛成します。

議員提出議案

ウイルス性肝炎患者に対する
医療費助成の拡充を求める
意見書について

わが国においてウイルス性
肝炎患者は、350万人以上
いると推定されているところ、
国はウイルス性肝炎患者（肝
硬変・肝がん患者を含む）に
対するインターフェロン、核
酸アナログ製剤を中心とする
一定の抗ウイルス療法につい
て、国と自治体の予算に基づ
く医療費助成を実施していま
す。ウイルス性肝炎患者に対
してかかる特別な措置がとら
れるにあたっては、平成21年
制定の肝炎対策基本法の前文
にあるとおり、「国内最大の
感染症」である「B型肝炎及
びC型肝炎に係るウイルスへ
の感染については、国の責め
に帰すべき事由によりもたら
され、又はその原因が解明さ
れていなかったことによりも
たらされたもの」であり、C
型肝炎の薬害肝炎事件につ
き国が責任を認め、B型肝炎
の予防接種禍事件について最
終の司法判断により国の責任
が確定したことが周知の歴史
的

前提です。

しかしながら、国が実施し
ている現行の医療費助成の対
象は、上記のとおりインター
フェロン治療、核酸アナログ
製剤治療など一定の抗ウイル
ス療法に限定されており、こ
れら治療法に該当しない肝硬
変・肝がん患者の入院・手術
費用等はきわめて高額にのぼ
るにもかかわらず、助成の対
象外となっています。

そのため、より重篤な病態
に陥り、就業や生活に支障を
きたし、精神的・肉体的に苦
しみつつ経済的・社会的にも
ひっ迫している肝硬変・肝が
ん患者に対しては、いっそう
の行政的・社会的支援が求め
られるところであり、国の
「平成26年度予算要求にかか
る肝炎対策推進協議会意見
書」でも、厚生労働大臣に対
し予算として必要な措置の一
つとして、「肝硬変・肝がん
患者を含むすべての肝炎医療
にかかる医療費助成制度を創
設する」ことがあげられてい
ます。

ところで、B型肝炎訴訟に
ついては、平成23年の国と原
告団との基本合意締結、B型
肝炎特別措置法の制定にあ
たって、国は「予防接種時の注

射器打ち回しによるB型肝炎
ウイルス感染被害者は、四十
数万人に及ぶ」と繰り返し言
明してきました。しかしなが
ら、基本合意から2年以上を
経た今日においても、B型肝
炎訴訟の原告として給付金の
支給対象たりうる地位にある
ものは1万人程度にすぎず、
大多数の被害者は救済の入り
口にさえ立っていないのが現
状です。被害者数と原告数と
のこうした齟齬が生まれる最
大の要因は、長年にわたって
国が注射器打ち回しの予防接
種禍の実態を放置し、平成元
年のB型肝炎訴訟の最初の提
起後も、予防接種禍の実態調
査等を怠ったことで、時間経
過により母親が死亡するなど
予防接種禍を立証する医学的
手段を失った被害者が膨大に
存在することです。

よって、下記事項を実現す
るよう強く要望します。

記

1 ウイルス性肝硬変・肝が
んに係る医療費助成制度を創
設すること。

2 身体障害者福祉法上の肝
機能障害による身体障害者手
帳の認定基準を緩和し、患者
の実態に応じた認定制度にす
ること。

以上、地方自治法第99条の
規定により意見書を提出する。
平成26年6月17日

春日部市議会
衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

【全員一致で原案可決】
※この議員提出議案（意見
書）は、請願第12号の採択を
受け、提案されたものです。

請 願

手話言語法制定を
求める意見書の提出を
求める 請 願

○請願要旨

手話が音声言語と対等な言
語であることを広く国民に広
め、聞こえない子どもが手話
を身に付け、手話で学べ、自
由に手話が使え、さらには手
話を言語として普及、研究す
ることのできる環境整備を目
的とした「手話言語法」を制
定するため、意見書の提出を
求めること。

○請願者代表

春日部市聴力障害者協会

会長 古館 賢一

【全員一致で採択】